

平成20年6月6日
経済産業省

特定商取引法違反の訪問販売業者に対する 業務停止命令（6か月間）について

経済産業省は、訪問販売によりロコ・ロンドンまがい取引を行っていたあさひアセットマネジメント株式会社（本社：東京都文京区湯島）に対し、特定商取引法第8条第1項の規定に基づき、本年6月8日から12月7日までの6か月間、訪問販売に関する勧誘、申込みの受付及び契約の締結を停止するよう命じました。

認定した違反行為は、不実告知、契約書面等における記載の不備です。

1. あさひアセットマネジメント株式会社（以下「同社」という。）は、金などを対象とした「グローバルスポットトレード」と称する貴金属スポット保証金取引に関する役務の提供を行っているところ、同社は、この役務提供契約の締結について勧誘する際、消費者から預かる資金について「保証金は分離保管されています。」等と告げ、取引ガイドにも同様の記載をしていましたが、実際には分離保管をしていませんでした。
2. また、同社は、勧誘の際、明確な根拠を有していないにもかかわらず、「金の価格はもうこれ以上は上がらない。金の価格はこれから下がる。」「損は絶対にしません。」等と告げ、あたかも金価格が必ず下がり、また消費者が損をすることがないかのように不実のことを告げていました。
3. 同社が契約の際に消費者に交付する契約書面等に、契約の解除に関する事項に係る記載の不備と事業者の代表者の氏名に係る記載の不備がありました。
4. なお、平成19年7月15日付施行の特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令で、ロコ・ロンドンまがい取引等が指定役務に追加されました。本件は、経済産業省として、改正後の当該政令適用に係る最初の行政処分となります。
また、これに先立ち、5月28日、千葉県警察本部に対し、刑事告発を行いました。

【本件に関する問い合わせ先】

商務流通グループ商務課長 小山

担当者 成瀬、土居

電話 03-3501-1511 (内線4211)

03-3501-6683 (直通)